

(新)

別表第1 (第3条関係)

補助対象事業	補助事業者	補助対象経費	補助基準額	補助率
多機能型 保育支援 事業	保育所又は小規模保育事業所を運営する者	交流事業等を実施するために必要な経費 人件費、諸謝金、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、(食糧費を除く))、役務費(通信運搬費、保険料、手数料)、使用料及び賃借料、備品購入費	実施月数と月額単価の積を上限とする。 (実施月数) ステップ1：上限なし ステップ2：24月 ステップ3：12月 (月額単価) ステップ1 ① <u>小規模保育事業所</u> <u>8,000円</u> ② <u>保育所</u> <u>10,000円</u> ステップ2 ① 30,000円 ② 30,000円 ステップ3 ① 50,000円 ② 50,000円 ステップ2継続及び ステップ3継続 ① <u>20,000円</u> ② <u>25,000円</u>	公立：1/2 私立：定額

(※) 補助申請にあたっては、当該年度の事業実施期間に係る対象経費分のみ申請するものとする。事業の開始にあたっては、月初日からとなるよう設定すること。

(旧)

別表第1 (第3条関係)

補助対象事業	補助事業者	補助対象経費	補助基準額	補助率
多機能型 保育支援 事業	保育所又は小規模保育事業所を運営する者	交流事業等を実施するために必要な経費 人件費、諸謝金、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、保険料)、使用料及び賃借料、備品購入費	実施月数と月額単価の積を上限とする。 (実施月数) ステップ1：上限なし ステップ2：24月 ステップ3：12月 (月額単価) ステップ1 ① <u>保育所</u> <u>10,000円</u> ② <u>小規模保育事業所</u> <u>8,000円</u> ステップ2 ① 30,000円 ② 30,000円 ステップ3 ① 50,000円 ② 50,000円 ステップ2継続及び ステップ3継続 ① <u>25,000円</u> ② <u>20,000円</u>	公立：1/2 私立：定額

(※) 補助申請にあたっては、当該年度の事業実施期間に係る対象経費分のみ申請するものとする。事業の開始にあたっては、月初日からとなるよう設定すること。